

平成 26 年

奥州金ヶ崎行政事務組合議会会議録

第 2 回臨時会 11 月 25 日招集

奥州金ヶ崎行政事務組合議会

平成 26 年第 2 回
奥州金ヶ崎行政事務組合議会
臨時会 会議録

平成26年第2回奥州金ヶ崎行政事務組合議会臨時会会議録

議事日程第1号

平成26年11月25日（火）午前11時15分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第1号 財産の取得に関し議決を求めることについて

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第1号 財産の取得に関し議決を求めることについて

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

出席議員（13名）

- | | | |
|------|-----|-------|
| 議 長 | 渡 辺 | 忠 君 |
| 1 番 | 千 葉 | 敦 君 |
| 2 番 | 廣 野 | 富 男 君 |
| 3 番 | 及 川 | 佐 君 |
| 4 番 | 菅 原 | 圭 子 君 |
| 5 番 | 有 住 | 修 君 |
| 6 番 | 高 橋 | 政 一 君 |
| 7 番 | 阿 部 | 加代子 君 |
| 8 番 | 中 澤 | 俊 明 君 |
| 9 番 | 梅 田 | 敏 雄 君 |
| 10 番 | 今 野 | 裕 文 君 |
| 11 番 | 内 田 | 和 良 君 |
| 12 番 | 千 田 | 力 君 |

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

欠席議員（なし）

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

説明のための出席者

管 理 者 奥 州 市 長 小 沢 昌 記 君

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 副 管 理 者 | 金 夕 崎 町 長 | 高 橋 由 一 君 |
| 監 査 委 員 | | 菊 地 政 平 君 |
| 事 務 局 長 | | 高 橋 寛 寿 君 |
| 事 務 局 次 長 | 兼企画総務課長 | 千 葉 房 志 君 |
| 施設管理課長 | | 安 倍 建 君 |
| 会 計 管 理 者 | 兼 出 納 室 長 | 高 野 昌 宏 君 |
| 施設管理課主幹 | | 佐 藤 金 治 君 |
| 消 防 長 | | 及 川 政 喜 君 |
| 消 防 次 長 | 兼消防総務課長 | 阿 部 保 之 君 |
| 企 画 総 務 課 | 課長補佐兼総務係長 | 安 倍 副 君 |
| 施設管理課 | 課 長 補 佐 | 菅 原 優 君 |
| 消 防 総 務 課 | 課長補佐兼人事係長 | 小野寺 和 則 君 |
| 企 画 総 務 課 | 副主幹兼企画係長 | 松 田 好 正 君 |
| 企 画 総 務 課 | 財 政 係 長 | 岩 淵 充 君 |
| 企 画 総 務 課 | 主 査 | 馬 場 隆 君 |
| 企 画 総 務 課 | 主 査 | 藤 原 丈 司 君 |



議 事

午前11時15分 開議

○議長（渡辺忠君） これより平成26年第2回奥州金ヶ崎行政事務組合議会臨時会を開会いたします。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第1号をもって進めます。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、議長において、5番有住修議員、6番高橋政一議員の2名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、お手元に配付しました予定表のとおり本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りと決しました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査報告はお手元に印刷配付のとおりであります。これに対し質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 質問なしと認めます。

なお、今期臨時会に提出のため管理者より議案1件の送付を受けております。

これをもって報告を終わります。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第4、議案第1号、財産の取得に関し議決を求めることについてを行います。

提出者の説明を求めます。小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） 議案第1号、財産の取得に関し議決を求めることについてを事務局長からご説明申し上げますので、ご了承願います。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 議案第1号、財産の取得に関し議決を求めることについてをご説明申し上げます。

今回の議案につきましては、現在組合が借り上げております胆江地区広域交流センターの敷地を購入しようとするものでございます。胆江地区広域交流センターにつきましては、ごみを焼却した際に発生する余熱を利用した施設でございまして、平成6年10月から供用を開

始してございます。敷地につきましては、胆江地区衛生センターごみ焼却施設の建設の際の地元住民との協議に基づきまして、これまで借り上げをしてきたものでございます。

平成26年11月に策定されました岩手県南地区ごみ処理広域化基本計画におきまして、当分の間、胆江地区衛生センターのごみ焼却施設の継続使用が決定されたことに伴いまして、胆江地区広域交流センターについても継続して管理運営していく必要があると判断をしているところでございますが、今後ごみ焼却施設の延命化等の整備によりまして、これからおおむね20年間ぐらいはこの地でごみ焼却施設については管理運営をしていくことになると考えてございます。今後20年間借用するよりも購入したほうが有利と考えているところでございまして、今般同交流センターの敷地を購入しようとするものでございます。

今回購入する用地につきましては、奥州市水沢区佐倉河字仙人の土地でございまして、30筆、1万1,448.19平方メートルでございます。

何とぞ原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

○議長（渡辺忠君） ただいまの議案に対し、質疑ありませんか。

7番阿部加代子議員。

○7番（阿部加代子君） 今回交流センターの土地を購入するというところで、前回の議会の補正予算のところでもさまざま議論がなされたわけでございますけれども、ただいまご説明いただきましたように、なぜこの土地を今まで借りていたものを購入することになったのかという経緯につきましてはただいまご説明がありました。なぜ購入をしなければならないのかということのその明確な説明、それから今回の金額に至ったことに対する説明を市民はやはり明確なところを知りたいというふうに思われると思います。前回の補正のところでも議論にはなりましたが、再度ご説明をいただきたいというふうに思います。

今回の購入の費用に関しましては、今までお借りをしてきた借上料、賃借料と今回の購入費用は別に考えるのが妥当であるというようなこととか、また一連の土地として宅地と雑種地をみなすとかというような点、それから宅地としての評価というところにつきまして、もう一度ご説明をいただきたいと思います。

この交流センターなのですけれども、ごみの焼却の施設を建てさせていただくということで、本来ですと一般的にはごみ焼却施設というのは迷惑施設に当たるわけございまして、地域の皆様のご理解を得て当地におきましてごみ焼却施設をつくらせていただいたというような経緯もございまして、その辺の地域の方々のご理解をいただいてこの地に当施設があるということも踏まえなければならないのかというふうには思います。それで今回購入に至るというところで、やはり明確なお答えをいただきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 7番阿部議員のご質問にお答えをいたします。

まず最初に、20年経過をしてなぜ今購入をするのかということでございますが、この土地

の扱いについては過去何度か土地の所有者と協議をさせていただいておりますが、その際には売却についての同意を得ることができずに今日を迎えてきたということになりますが、昨年、さらに20年こちらのほうにお世話になるという時期に再度、再々度と申しますか、何回目かのご相談をさせていただいたところ、土地の所有者が売却に応じますという状況になったところでございます。

この具体的な理由については、特段確認をするというような作業はしてございませんけれども、話し合いの経過の中には一関、両磐、胆江の焼却施設の統合というような話は近い時間で再度出てくるというものではございませんけれども、基本的にはそういう統合という話はあると。仮に統合ということになって、この地を引き払うということになれば土地はお返しすることになりますというような話は協議の経過の中ではあったものでございまして、それらも含めて土地の所有者がご判断をされたものでございます。

それから、金額につきましては、基本的には土地の鑑定を鑑定業者に依頼をしたものをベースにして交渉してございます。鑑定書につきましては、土地の所有者3名の方にそれぞれお渡しをして協議をさせていただいております。

今回お話しいただきましたとおり、土地の鑑定業者からは賃貸借の料金と売上の料金というのはそれぞれ独立したものであることですよというお話もいただいております。土地の今までの借入金額そのものを交渉の場に出すというのは、どうも理論的には根拠がないというようなお話を鑑定業者からいただいたものですから、そのこと自体は連動させずに交渉いたしました。ただ、確かに賃借料を20年間払い続けたという事実はございますので、幾らかでもそういう部分も理解をいただいた金額にならないものかということで考えたところではございます。そこで、通常ですとこういう交渉はしないのではないかと思います。もともと土地をお借りをする際には水田をお借りして、それを宅地として造成したのは当組合だということでございましたので、その造成経費については鑑定経費から差し引かせていただくというそういう交渉をさせていただいたところ、その分についてはご了解をいただいたということでございまして、その分は何か、過去の経過を踏まえたご了解をいただいたのかなというふうに考えているところでございます。

それから、地目として宅地と雑種地というふうになってございます。今回購入をするまでの間、土地は私どもではなくて所有者がそれぞれ3名の方がお持ちになってございました。お借りをする際には、交流センターの敷地として、宅地として利用させていただきましてということでお借りをしてまいったわけですが、土地の登記そのものを変えるのは所有者でなければいけないということで、所有者の方に強く土地の地目の変更を要望したというわけでもございませんでしたので、所有者とすれば現状変更については了解したものの、土地の登記の分につきましては、そこまではちょっと作業としてしていなかったということから、宅地と雑種地と2つの種類が残ってしまったということかと思っております。現況としましては、あくまでも交流センターの敷地ということで一括利用させていただいているものでござ

います。

それから、交流センター、温泉施設とごみ焼却施設というのは、おっしゃるとおり、ご指摘のとおり非常に深い関連がございます、この地に焼却施設を平成6年以前から施設はあったわけですが、平成6年に新たに建設をするという際に、協議の結果、要望された施設でございます。土地は3人お持ちでございますけれども、協議につきましてはこの周辺の地域の方々、全体の方々とお話をさせていただいて、ごみ焼却施設のある意味では見返り施設ということで設置をし、あわせてごみ焼却施設についても新設をしたという経過でございますので、この点については忘れることなく地元の方々によく説明をしてご理解をいただきながら、継続して安定したごみ焼却施設の運転に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 6番高橋政一議員。

○6番（高橋政一君） 先ほどもお聞きしたのですが、どうしても地権者の方が土地を売ることにについては承諾しなかったと。通常であれば、土地を造成する場合は購入をして、そしてその後造成をするというのが通常だろうと思うのですが、どうしてもできなかったということはお聞きしました。

それで、今登記の部分をちょっとお話しされましたが、宅地として登記、それから登記をそのまましないで、今のお話だと雑種地として置いたということと捉えていいのでしょうかということ。要するに地権者の判断でいつかの時期に登記をしたと、造成をしてすぐ地権者の方々が登記をして、そしてなおかつその部分で固定資産税を支払ったということではなくて、固定資産税は固定資産税として支払いますが、ある時期に登記をして、その後その登記に従って固定資産税を払ってきたという捉え方をすればいいのでしょうか。ちょっと質問がくどくなりましたが、おわかりですか。まずこれをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 6番高橋議員のご質問にお答えをいたします。

登記の作業につきましては、土地の所有者が行うということでございまして、3人の所有者それぞれ作業そのものがすっかり同じというわけではございませんで、お借りをした際に登記簿に手をつけた方もいらっしゃれば、そのままにしていた方もいらっしゃるということでございます。今回購入するに当たって、土地の購入作業に必要な分についてはこちらでやった分もございしますが、基本的には所有者の了解がなければ、あるいは所有者が直接行わなければ土地の登記そのものは難しいというふうに考えてございます。

ただ、税につきましては登記の地目によらず、現況評価ということでございまして、税については造成をした後、宅地の課税がなされているというふうに承知をしております。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 6番高橋政一議員。

○6番（高橋政一君） わかりました。いわゆる現況評価ということになって、そして所有者の方々が固定資産税を支払っていたというふうに捉えていいわけですね。わかりました。

8,100万円の評価をするに当たって、簡単に言えばこれはどういうことで質問したのかというと、固定資産税等の支払いが現況評価でなくて、田んぼなら田んぼの地目の形での固定資産税というふうになれば、今のこのやり方について若干問題が残るかなというふうに考えましたので、質問したわけであります。答弁はよろしいです。

○議長（渡辺忠君） 5番有住修議員。

○5番（有住修君） まずもって今まで1年間500万円ぐらいで借地してきたと、今回4,400万円強で購入するということですので、10年以下でできるということで、この購入は理解するところでございます。

1点だけ参考までにお伺いしますが、今回の1平方メートル当たりの購入単価と固定資産税の1平方メートル当たり評価額、これはどちらが高いか安いということだけ参考までに1点だけお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 5番有住議員のご質問にお答えをいたします。

今回の購入価格につきましては4,400万何がしを面積で割りますと、三千八百幾らというような金額に単価的にはなります。評価額につきましては7,000円強だというふうに、ちょっと資料そのものはないのですが、記憶してございまして、結果的には造成費を差し引かせていただくことによりまして、単価的には下がるかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） ほかにございせんか。なければ質疑を打ち切りたいと思いますが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

以上をもって今期臨時会に付議した事件は全て議了いたしました。

これをもって平成26年第2回奥州金ヶ崎行政事務組合議会臨時会を閉会いたします。

午前11時37分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成26年11月25日

奥州金ヶ崎行政事務組合議会

議 長 渡 辺 忠

5 番 有 住 修

6 番 高 橋 政 一

